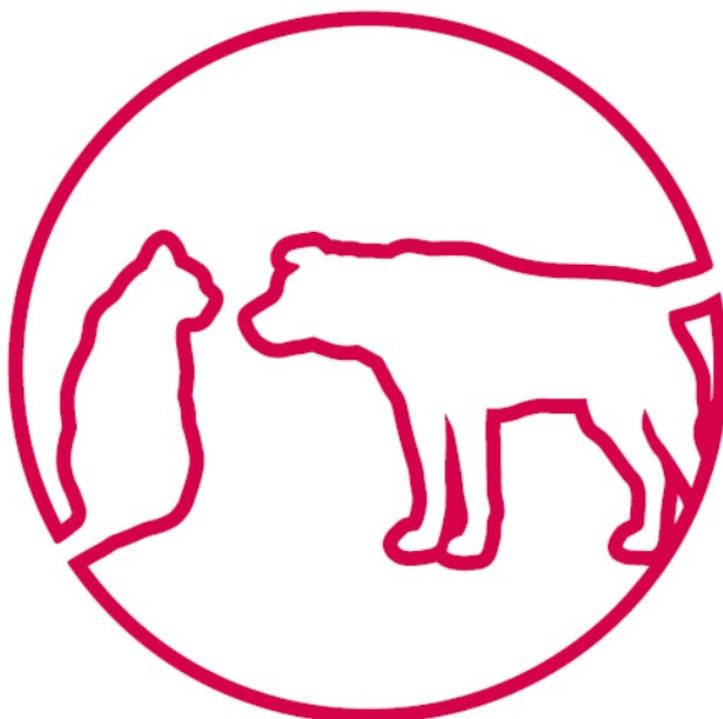


令和3年度
動物愛護センター事業概要



神奈川県 動物愛護センター
Kanagawa Animal Welfare Center

令和4年9月

目 次

第1章 動物愛護センターのなりたちと施設のあらまし

1 沿革	2
2 組織	3
3 管轄区域	4
4 施設の状況	5
5 予算等	7

第2章 令和3年度動物愛護センターの仕事

1 動物愛護センター業務体系	9
2 動物保護事業	
(1) 犬・猫等の引取り	
ア 飼えなくなった動物の引取り	10
イ 所有者の判明しない動物の引取り	10
(2) 動物の譲渡と処分	
ア 動物の譲渡、返還及び処分	10
イ 犬・猫の譲渡	11
(3) 犬の指導取締り	
ア 迷い犬等の収容	12
イ 犬の収容・保管及び返還	12
ウ 犬の飼養管理指導	12
エ こう傷犬の収容及び検診	12
(4) かながわペットのいのち基金を活用した取組み	13
(5) 飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援	14
3 動物愛護の普及啓発事業	
(1) 動物の適正飼養の推進	
ア 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）	15
イ 譲渡後講習会（飼い主教室）	15
ウ 犬のしつけ教室やしつけ相談	15
エ しつけのデモンストレーション	15
オ インターンシップ、出張講義及び施設見学	15
カ 動物愛護のつどい	16
(2) 人と動物とのふれあい活動	
ア 動物ふれあい教室	16
イ コンパニオンアニマル活動	16
ウ 獣医師体験教室及びシャンプー・トリミング体験教室	16
エ 夏休み飼育体験教室	16
4 動物取扱対策事業	
(1) 特定動物の飼養許可	17
(2) 動物取扱業の登録、監視指導等	
ア 動物取扱業の登録及び届出	18
イ 動物取扱業の監視指導	18
ウ 動物取扱責任者研修	18
5 動物由来感染症情報分析体制整備事業	19
6 苦情相談等処理状況	
(1) 苦情・相談	20
(2) 失踪犬等の届出	20

(3) 夜間、休日の緊急対応	21
7 災害対策事業	
(1) 訓練、会議等の開催	
ア 総合防災体制整備	22
イ 災害時動物救護及び管理に係る会議の開催	22
ウ ペットの災害対策の普及啓発	22
(2) 災害時対策用品の整備	22
8 調査、研究	22
9 広報活動	
(1) ホームページ等の運営	22
(2) 広報活動	22
10 会議・研修等	
(1) 会議	23
(2) 研修等	23
11 動物慰霊式	23

第3章 業務の主要統計

・ 令和3年度 市町村別特定動物飼養状況	25
・ 令和3年度 動物取扱業総登録件数（市町村別）	26
・ 年度別(10年間)業務の推移	
飼えなくなった犬・猫の引取り頭数	27
迷い犬等及び所有者不明猫の収容数	27
返還頭数及び返還率（犬）	28
譲渡状況（犬）	28
譲渡状況（猫）	29
犬・猫の処分頭数	29

第 1 章

動物愛護センターのなりたちと施設のあらまし

1 沿革

昭和47年、神奈川県は各保健所（現在の保健福祉事務所）で実施していた狂犬病予防法及び神奈川県犬による危害防止条例に基づく犬の捕獲抑留等の業務を一元化し、集中管理するため、神奈川県犬管理センターをスタートさせた。

当所は、これらの業務を効率的に推進する一方、動物に対する県民意識の大きな変化に伴う新たな要請に応えるべく事業を展開してきた。

平成20年度からは「人と動物の調和のとれた共生」の実現を目指して、「神奈川県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物が人間社会の中でよりよい関係を保つための事業を推進している。

昭和47年4月	「神奈川県犬管理センター」として開設
昭和49年9月	動物の保護及び管理に関する法律の施行に伴い、動物愛護週間事業として「動物愛護のつどい」を開催
昭和50年4月	避妊・去勢手術を施した子犬を譲渡する「子犬の里親制度」を開始
昭和51年9月	小学生を対象に動物の習性等を教える「動物教室」を開催
昭和52年5月	犬による危害防止対策から動物保護行政へと質的転換を目指し、名称を「神奈川県動物保護センター」と改称
昭和55年1月	神奈川県犬による危害防止条例（昭和46年6月施行）の廃止と神奈川県動物の保護及び管理に関する条例の施行に伴い、犬関係業務のほか飼えなくなった猫の引取り、指定動物の飼養許可、動物販売業の届出受理等の業務を開始
昭和59年5月	小学校低学年の児童や保育園児童を対象に「小動物とのふれあい教室」を開始
昭和61年7月	作業の安全性の向上や効率、衛生向上を図るため、犬房の隔壁を自動移動フェンスに改修
平成2年4月	動物愛護意識啓発の起点としての「ふれあい動物ひろば」を開設
平成4年5月	人と動物の調和のとれた共存社会の推進事業として、適正な犬の飼い方を普及するため「犬のしつけ教室」や「訓練犬のデモンストラーション」、福祉等の施設へ小動物とともに訪問する「コンパニオンアニマル活動」を開始
平成7年4月	学術研究機関への犬・猫の払い下げを廃止
平成9年8月	小学校高学年児童を対象に「夏休み小動物飼育体験教室」を開始
平成10年6月	動物慰霊碑隣接地に「やすらぎの丘」（花壇及び埋葬場所）を整備
平成12年4月	相模原市の地域保健法政令市移行に伴い、5コース体制から4コース体制に変更
平成13年4月	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、「動物取扱業の届出」及び「動物取扱主任者認定講習会」を開始
平成14年10月	「子犬の里親制度」の名称を「子犬の譲渡制度」に改める。
平成18年4月	藤沢市の地域保健法政令市移行及び、相模湖町、津久井町の相模原市合併に伴い、4コース体制から3コース体制に変更
平成18年6月	6月1日から改正動物の愛護及び管理に関する法律の施行により、動物取扱業が「届出制」から「登録制」に規制強化され、指定動物も特定動物と名称が統一された。
平成19年4月	「子犬の譲渡制度」の名称を「犬の譲渡制度」に改める。
平成20年3月	「神奈川県動物愛護管理推進計画」が策定される。
平成22年4月	ホームページに収容犬の公示を掲載
平成23年4月	相模原市の政令指定都市移行に伴い、同市の動物取扱業及び特定動物に関する事務を移管 犬の譲渡会と併せて猫の譲渡会を開始し、「犬の譲渡制度」の名称を「犬・猫の譲渡制度」に改める。
平成26年4月	平成25年度に当所に収容された犬の殺処分が初めてゼロになる。
平成27年3月	煙突・焼却炉の除去
平成27年4月	平成26年度に当所に収容された猫の殺処分が初めてゼロになる。
平成29年4月	茅ヶ崎市の地域保健法政令市移行に伴い、寒川町を含めた捕獲及び搬送業務を受託
平成29年10月	平成31年度に向けた建替え工事のため、ふれあい動物ひろば閉園
平成30年1月	建て替え工事着工
令和元年6月	名称を「神奈川県動物愛護センター」と改称し、新たに開所
令和3年3月	旧館跡地に収容犬のための運動施設を整備（災害時には動物の一時保護場所として活用）
令和4年3月	臨時収容施設完成

2 組織

(1) 職員の配置状況及び業務実施体制

令和4年4月1日現在

		業務分担	一般事務職	狂犬病予防員	動物技能職	計
所長		・所の総括		1		1
次長(兼)管理課長		・所長事務代理、課事務事業の総括	1			1
管理課		・予算の執行及び決算に関すること ・県有財産管理に関すること ・公用車の運行管理に関すること ・所内一般庶務に関すること	2 (1)			2 (1)
愛護・指導課長		・課事務事業の総括		1		1
愛護・指導課	企画班	・譲渡推進事業(広報、譲渡会等) ・動物愛護普及事業 ・ペットのための災害対策啓発 ・動物に関する教室	(1)	3		3 (1)
	指導班	・犬による危害防止対策 ・犬、猫等の適正飼育指導 ・特定動物の飼養許可 ・動物取扱業の登録、指導 ・所有者の判明しない子猫の引取り ・収容動物の公示		2 (1)	3 (3)	5 (4)
	保護班	・収容動物の管理、返還及び処分 ・犬、猫等の譲渡制度 ・犬のしつけ、訓練 ・相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市からの受託事業(犬等の捕獲、動物の収容・返還・処分)		3 (1)	1 (4)	4 (5)
	緊急対応	・犬、特定動物等による事故防止対策		全職員で対応		
合計			3 (2)	10 (2)	4 (7)	17 (11)

※ () 内は再任用職員、任期付き職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員で外数

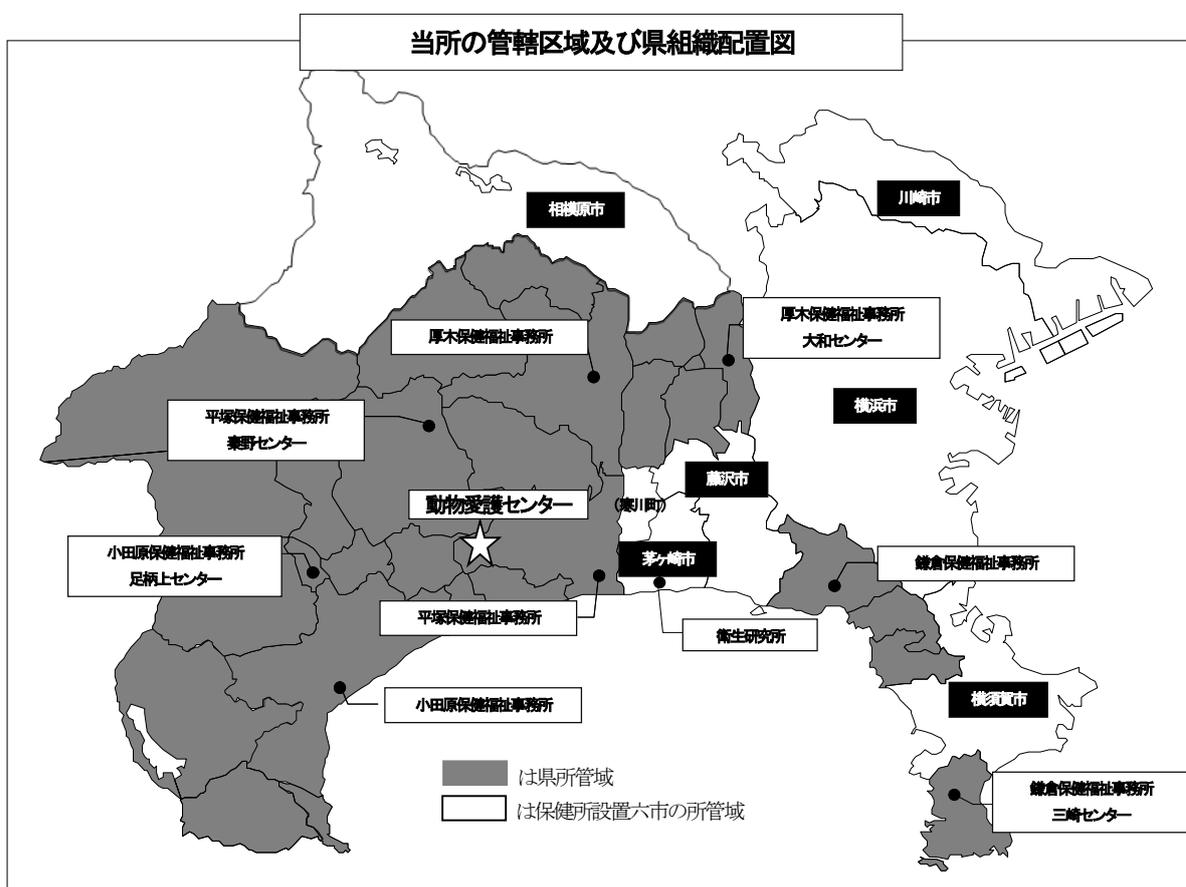
(2) 愛護・指導課指導班担当区域

令和4年4月1日現在

コース	担当区域（市町村名）	管轄保健福祉事務所 (センター)
A	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 秦野市 南足柄市・開成町・中井町・大井町・松田町・山北町	小田原 (秦野) (足柄上)
B	平塚市・大磯町・二宮町 鎌倉市・逗子市・葉山町 茅ヶ崎市・寒川町（茅ヶ崎市の受託） 三浦市	平塚 鎌倉 茅ヶ崎市保健所 (三崎)
C	伊勢原市 厚木市・座間市・海老名市・愛川町・清川村 大和市・綾瀬市	(秦野) 厚木 (大和)

3 管轄区域

26 市町村（県内全市町村のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除くもの）全域



4 施設の状況

(1) 土地

所在地	用途	面積
平塚市土屋 401	動物愛護センター敷地	23,184.93 m ²

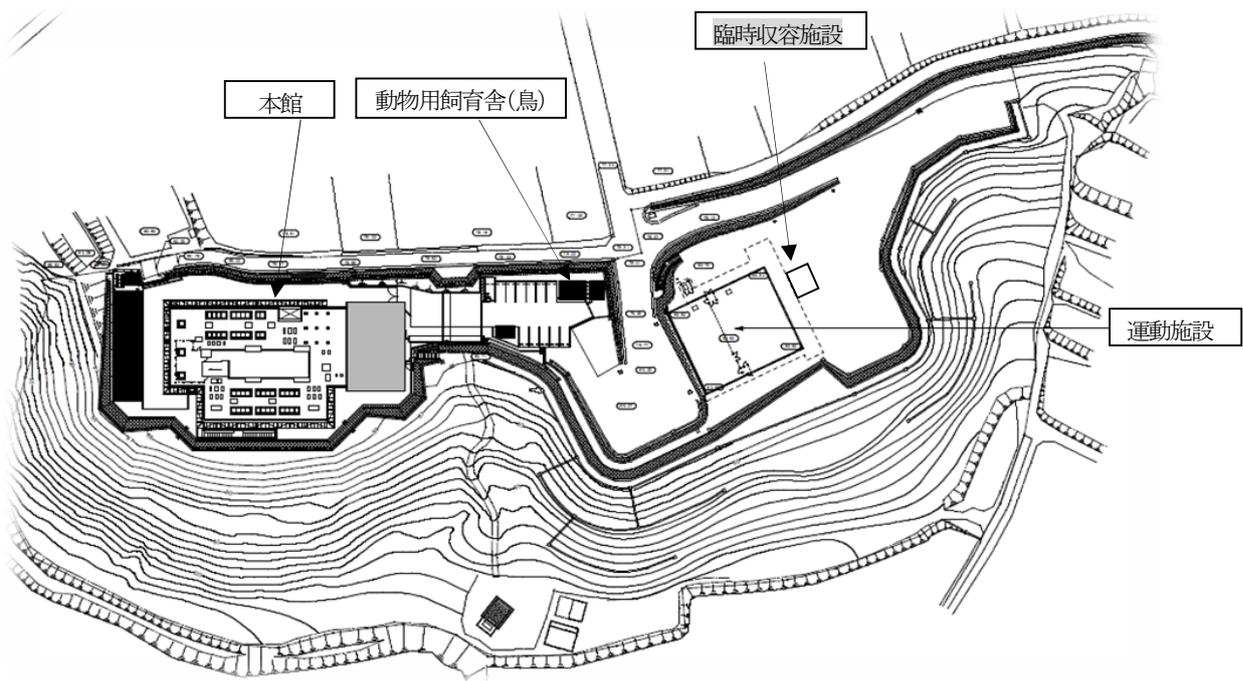
(2) 建物

名称	構造	面積
本館	鉄筋コンクリート造、地上2階	2743.00 m ²
動物用飼育舎(鳥)	鉄骨造、平屋建	36.00 m ²
臨時収容施設	木造	66.24 m ²

(3) 運動施設

名称	構造	面積
大型犬用	ダスト舗装	338.32 m ²
小型犬用	ダスト舗装	220.69 m ²

(4) 建物配置図

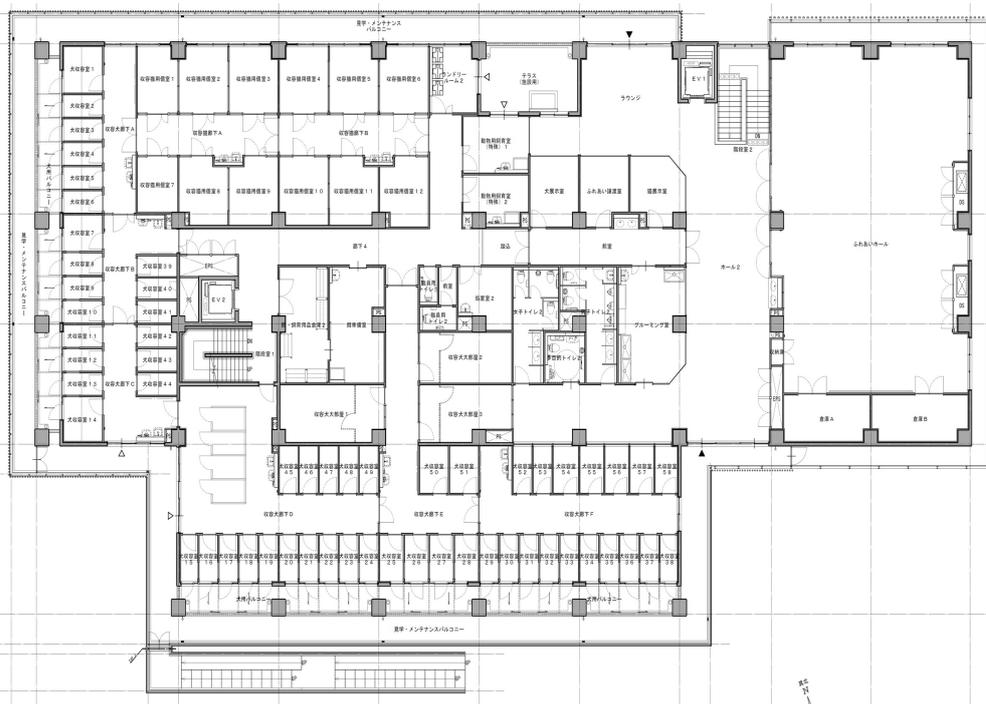


(5) 庁舎・事務所平面図

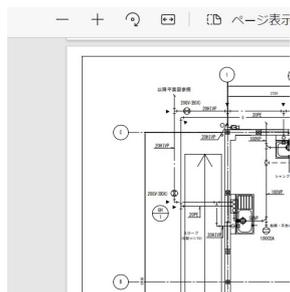
1階



2階



臨時収容施設



5 予算等(令和3年度)

(1) 予算(当初)

(単位:円)

事業	細事業	細々事業	予算額
動物保護対策費	動物保護等事業費	動物保護事業費	45,198,000
		かながわペットのいのち基金推進事業費	21,709,000
		動物由来感染症情報分析体制整備事業費	720,000
		動物愛護推進事業費	1,647,000
		動物愛護ボランティア活動費補助	4,480,000
多頭飼育総合対策費	多頭飼育総合対策費	多頭飼育総合対策費	5,910,000
		かながわペットのいのち基金多頭飼育総合対策費	13,031,000
		動物愛護センター臨時収容施設整備工事費	19,800,000
動物愛護センター運営費	動物愛護センター維持運営費	動物愛護センター維持費	22,246,000
合 計			134,741,000

(2) 主な手数料等料金

令和4年4月1日現在

項 目	手 数 料 等	備 考
犬、猫などの返還	1,500円	
犬、猫などの飼育管理	1日、1頭(匹/羽)につき1,000円	
去勢手術	8,550円	
避妊手術	16,280円	
特定動物飼養又は保管許可	33,390円	
動物取扱業登録申請	15,060円	
動物取扱業登録更新	7,560円	
動物取扱業登録変更	7,560円	
動物取扱責任者研修	1,000円	
動物引取(生後91日以上)	4,000円	
動物引取(生後91日未満)	1,000円	

第 2 章

令和3年度動物愛護センターの仕事

1 動物愛護センター業務体系

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年神奈川県条例第 35 号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

動物保護事業

犬・猫等の引取り

- 飼えなくなった動物の引取り
- 所有者の判明しない動物の引取り

動物の譲渡と処分

- 動物の譲渡、返還及び処分

犬の指導取締り

- 迷い犬等の収容
- 犬の収容、保管及び返還
- 犬の飼育管理指導
- こう傷犬の収容及び検診

かながわペットのいのち基金を活用した取組

飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援

動物愛護普及啓発事業

動物の適正飼養の推進

- 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）
- 譲渡後講習会（飼い主教室）
- 犬のしつけ相談、しつけ教室
- しつけのデモンストレーション
- インターンシップ、出張講義及び施設見学
- 動物愛護のつどい

動物愛護普及活動

- いのちの授業動物ふれあい教室
- コンパニオンアニマル活動
- 獣医師体験教室及びシャンプー・トリミング体験教室
- 夏休み飼育体験教室

動物取扱対策事業

特定動物の飼養者に対する指導

- 飼養許可及び監視指導

動物取扱業に対する登録、監視指導等

- 登録及び届出
- 監視指導
- 動物取扱責任者研修

その他

- 動物由来感染症情報分析体制整備事業
- 苦情相談等処理状況
- 災害対策事業
- 調査、研究
- 広報活動
- 会議・研修等
- 動物慰霊式

2 動物保護事業

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の収容を行い、それらの返還や譲渡を行っています。また、かながわペットのいのち基金を活用した取り組みや飼い主のいない猫の避妊・去勢手術事業を行っています。

(1) 犬・猫等の引取り

ア 飼えなくなった動物の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった動物は、遺棄や放置等の問題を未然に防ぐ目的で、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	計
47 (56)	0 (0)	47 (56)	315 (350)	66 (66)	381 (416)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む。

イ 所有者の判明しない動物の引取り

路上等で保護された犬及び公共の場所に遺棄された幼猫等については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、引取りを実施しています。また、規則で定める動物については、動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	計
117 (138)	0 (0)	117 (138)	19 (24)	118 (135)	137 (159)	12 (13)	20 (27)	6 (6)	0 (0)	109 (147)	147 (193)

その他：ミシッピーアミガメ、セレイノコ等

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む。

(2) 動物の譲渡と処分

ア 動物の返還、譲渡及び処分

収容期限の過ぎた動物又は飼い主から引取られた動物については、新しい飼い主に譲渡するよう努めています。また、引取り手のない規則で定める動物についてはやむを得ず処分しました。

犬の返還、譲渡及び致死処分頭数

返還した犬		79	(89)
譲渡した犬		83	(107)
内訳	県民への譲渡	成犬	44 (63)
		幼犬	0 (0)
	ボランティアへの譲渡	成犬	39 (44)
		幼犬	0 (0)
運搬・収容中に死亡した犬		成犬	4 (5)
		幼犬	0 (0)
致死処分した犬		0	(0)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む数。

猫の返還、譲渡及び致死処分頭数

返還した猫		0	(0)
譲渡した猫		465	(520)
内訳	県民への譲渡	成猫	173 (202)
		幼猫	0 (0)
	ボランティアへの譲渡	成猫	115 (124)
		幼猫	177 (194)
運搬・収容中に死亡した猫		成猫	13 (14)
		幼猫	11 (11)
致死処分した猫		0	(0)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む数。

規則で定める動物の返還、譲渡及び致死処分数

		いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他
返 還 し た 動 物		3 (3)	1 (4)	1 (1)	0(0)	11 (17)
譲 渡 し た 動 物		8 (10)	13 (15)	4 (4)	0(0)	65 (98)
内 訳	県民への譲渡	8 (10)	6 (8)	0 (0)	0(0)	49 (79)
	ボランティアへの譲渡	0 (0)	7 (7)	4 (4)	0(0)	16 (19)
運搬・収容中に死亡した動物		0 (0)	1 (1)	1 (1)	0(0)	18 (29)
致死処分した動物		0 (0)	0 (1)	0 (0)	0(0)	34 (53)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの引取りを含む数。

イ 犬・猫の譲渡

(ア) 県民への犬・猫の譲渡

譲渡前講習会「わん・にゃん教室」を受講した県民を対象に、犬・猫の適正な飼い方の普及啓発のモデルとして、終生飼養すること等を条件に譲渡を行っています。

また、動物愛護センター開所後は、月に1回程度休日に譲渡会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したことから、オンライン会議システム (Zoom)やYoutube を活用したオンライン譲渡会を開催し、動物愛護センターの譲渡推進の機運の醸成を図りました。

譲渡会開催	令和3年7・10・12月・令和4年2月
回数	4回



オンライン譲渡会の司会の様子



オンライン譲渡会の撮影風景

(イ) ボランティアへの犬・猫の譲渡

新たな飼い主を探す活動をしている当所登録ボランティア (団体、個人) に対し、譲渡を行っています。

当所から県民やボランティアに譲渡する犬猫には、避妊手術又は去勢手術、マイクロチップ装着等の処置を行っています。

	犬	猫
避妊手術又は去勢手術実施頭数	64	128
マイクロチップ装着頭数	84	344

(3) 犬の指導取締り

迷い犬等による危害の発生を防止するため、県民からの通報等に迅速に対処するとともに、状況に応じて捕獲おりの活用等、適切な処理に努めています。

ア 迷い犬等の収容

収容頭数：117頭 収容内訳：成犬 117頭（100%） 幼犬 0頭（0%）

収容方法別の頭数内訳

通常方法による収容 (通報により常時 実施)	おりによる収容 (住民の協力により 実施)	麻酔銃による収容 (他の方法が困難な場 合実施)	合計
116	1	0	117

相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの収容を除く。

イ 犬の収容・保管及び返還

当所が捕獲、収容した犬、又は所有者不明のため当所に引取られた犬は適正に飼養管理するとともに、当所ホームページに収容犬の写真を掲載し、一頭でも多くの犬が飼い主のもとに戻るよう返還率の向上に努めています。

収容した迷い犬等の返還状況

収容頭数	返還頭数	返 還 率
117	79	67.5%

相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの収容を除く。

ウ 犬の飼養管理指導

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に違反している飼養者に対し、指導書を交付しています。

指導書交付件数

交付件数
74

エ こう傷犬の収容及び検診

迷い犬等によるこう傷事故が発生した場合、直ちに当該犬を収容し、所有者が判明しない犬については、当所において狂犬病の検診を行い、その結果を当該犬が収容された地域を所管する保健福祉事務所等へ報告しています。

検診状況

検診頭数
0

(4) かながわペットのいのち基金を活用した取組み

かながわペットのいのち基金を活用し、動物の治療やしつけ・馴化等を行い、保護動物の譲渡の推進に努めています。

ア 動物の治療

治療に必要な動物用医薬品を配備し、収容動物の治療等を実施しました。また、治療にあたっては、公益社団法人神奈川県獣医師会会員獣医師と連携し、定期訪問として必要な検査、投薬、手術等について助言をいただきました。

当所で治療困難な犬猫は公益社団法人神奈川県獣医師会会員の動物病院や大学動物病院で治療等を行いました。

その他、療法食等により必要なケアを行いました。

内容	回数	延べ頭数
(公社) 神奈川県獣医師会会員獣医師による助言等	26	249
(公社) 神奈川県獣医師会会員の動物病院や大学動物病院における治療等	86	107

イ しつけ・馴化

犬のしつけや馴化、問題行動の改善について、動物行動学の観点から対応を図り、譲渡を推進しました。

内容	回数	延べ頭数
犬の馴化（動物行動学の観点からの馴化方法等指導）	13	157

ウ 譲渡推進のための周知等

業者委託によりオンライン譲渡会を開催（4回）し、また周知のための SNS 運用やチラシ制作等を行いました。

エ 不適正な多頭飼育を理由として保護した動物の対応

不適正な多頭飼育を理由として所有権放棄した保護動物について、動物愛護センターで治療を適切に実施するために、医薬品や検査に必要な試薬等を購入しました。

(5) 飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援

県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）の区域において、飼い主のいない猫を減らすという活動目的を共有し、かつ、活動地域における飼い主のいない猫を適正管理することができる2名以上の方を対象に、飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援を実施しています。

飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援実施頭数

申請者数	申請頭数	手術実施頭数
48	360	146

3 動物愛護の普及啓発事業

しつけの重要性等動物の適正飼養を推進するため、各種教室を開催して動物に関する知識の普及啓発を図っています。

(1) 動物の適正飼養の推進

ア 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）

当所から、犬・猫の譲渡を希望する県民に対し、講習会を開催しています。

新型コロナウイルス感染の影響により、定期集合形式の講習会を中止し、申請により随時受講できる常設のオンライン講習会を開催するとともに、事前予約制で個別に当所で受講できる講習会も開催しました。

	回数	内 容
オンライン講習会	742回	<ul style="list-style-type: none"> ・動物を飼う心構えについて ・法令について ・訓練犬によるデモンストレーション
個別講習会	32回	

イ 譲渡後講習会（飼い主教室）

譲渡の際、新たな飼養者となる県民に対し、犬・猫の健康管理など飼育方法について講習会を開催しています。

回数	受講者数
229回	409名

ウ 犬のしつけ相談やしつけ教室

当所から譲渡した犬の飼い主や飼い犬の問題行動で困っている方に、飼育方法のアドバイスを行っています。また、しつけの重要性について、教室を開催しています。

開催状況	回数	人数	内 容
しつけ相談	23回	23名	犬の健康管理、しつけ方法等の電話相談
しつけ教室	0回	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止

エ しつけのデモンストレーション

新型コロナウイルス感染症の影響により、定期集合形式の講習会を中止したことから、譲渡前講習会時等に受講できるよう、動画を制作しました。

オ インターンシップ、出張講義及び施設見学

高校生等のインターンシップ、小中学生の職場体験、管内の小学校へ出向いた動物教室（いのちの授業）、獣医学や畜産学等を学ぶ大学生や関係者等による施設見学等において、動物とのかかわりについて講義し、動物愛護行政への理解を深めるとともに、動物愛護意識の向上に努めています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、インターンシップ等の受入れを中止しました。施設見学については、感染症対策を図った上で、見学バルコニーから見学していただきました。

内容	参加人数
施設見学	3,072

カ 動物愛護のつどい

動物愛護週間の事業の一環として、当所において「動物愛護のつどい」を開催し、施設見学、パネルの展示、譲渡会等を通して動物愛護に対する理解の促進を図っています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

(2) 人と動物とのふれあい活動

人と動物との調和のとれたより良い生活環境を築くことを目的に、広く県民へ動物愛護思想の普及に努めています。

ア 動物ふれあい教室

主に保育園児・幼稚園児・小学校低学年児を対象として、小型犬、ウサギなど身近で親しみやすい小動物と直接ふれあう体験を通して、動物に関心を持つとともに、動物の飼い方や扱い方を楽しく理解し、正しい動物との関わりが持てるよう教室を開催しています。

終了後は、参加者に対して、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も行っています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

イ コンパニオンアニマル活動

お年寄りや障害のある方のリハビリテーションの一助としてもらうため、施設を訪問し、犬、チャボ、モルモット等とふれあう活動を行っています。

なお、参加者に対して、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も行っています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

ウ 獣医師体験教室及びシャンプー・トリミング体験教室

小学校5・6年生を対象に、冬休みを利用し、動物の診察や検査、グルーミング室でのシャンプー体験等を通して、動物愛護意識の普及啓発を行っています。

なお、参加者に対し、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も行っています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

エ 夏休み飼育体験教室

小学校5・6年生を対象に、夏休みを利用し、動物の飼養管理等を実際に体験することを通して、動物の正しい接し方、動物愛護意識の普及啓発を行っています。

なお、参加者に対し、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も行っています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

4 動物取扱対策事業

特定動物の飼養者に対し、許可指導を実施するとともに、施設や飼養管理状態等の監視指導を実施し、危害防止等に努めています。また、動物取扱業についての登録申請の受理、施設の監視指導を行い、安全確保と動物愛護の面から適正飼養の指導に努めています。

(1) 特定動物の飼養許可

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導等を実施しています。

特定動物の飼養許可件数（令和4年3月31日現在）

許可件数	40
飼養頭数	74

特定動物飼養施設・飼養頭数及び調査件数

動物種		サル	ワニ	カメ	ヘビ	ワシ	ネコ	合計	調査件数
施設									
展示	施設数	2	0	1	1	0	0	4	12
	頭数	26	0	1	1	0	0	28	
生業	施設数	0	5	1	6	0	1	13	14
	頭数	0	0	0	10	0	1	11	
その他 ※	施設数	0	3	7	10	1	2	23	22
	頭数	0	3	8	21	1	2	35	
計	施設数	2	8	9	17	1	3	40	48
	頭数	26	3	9	32	1	3	74	

※動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条の2第4号

特定動物種内訳

() 内は、飼養頭数

動物種	種名等
サル	ニホンザル(26)
ワニ	コビトカイマン(1) シヤムワニ(1) メガネカイマン(1)
カメ	ワニガメ(9)
ヘビ	ボアコンストリクター(11) アミメニシキヘビ(9) インドニシキヘビ(6) アメジストニシキヘビ(3) ハイ(3)
ワシ	イヌワシ(1)
ネコ	サーバルキャット(2) サーバルが交雑することにより生じた動物(1)

(2) 動物取扱業の登録、監視指導等

動物取扱業の登録及び届出、施設の監視指導を実施しています。

ア 動物取扱業の登録及び届出

第一種動物取扱業登録件数と業種別内訳 (令和4年3月31日現在)

登録 延べ件数 [新規登録数]	業 種 別 内 訳						
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養
1,953 [148]	561 (28.7%)	1,040 (53.3%)	48 (2.5%)	211 (10.8%)	89 (4.6%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)

() は業種比率

第二種動物取扱業届出件数と業種別内訳 (令和4年3月31日現在)

届出 延べ件数 [新規届出数]	業 種 別 内 訳					
	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他
51 [12]	25	7	4	6	9	0

イ 動物取扱業の監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の管理、飼養施設、設備等について、監視指導を実施し、適正管理の徹底を図るとともに必要に応じ指導しました。

第一種動物取扱業監視・指導件数

施設監視 件数	指導 件数	業 種 別 監 視 内 訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養
404	136	190	131	16	26	38	1	2

第二種動物取扱業監視・指導件数

施設監視 件数	指導 件数	業 種 別 監 視 内 訳					
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他
38	21	12	5	7	7	7	0

ウ 動物取扱責任者研修

第一種動物取扱業については、施設ごとに選任される動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者研修を実施しています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。なお、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の改正に係る資料を作成し、各施設に配布しました。

5 動物由来感染症情報分析体制整備事業

飼養されている動物から感染する病原体の汚染状況及び感染の恐れがある疾病の実態を把握し、動物飼養者、動物取扱業者等への指導啓発に資するため、調査研究を実施しました。

なお、対象疾病は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている動物に由来する感染症を中心に検査しました。

検査対象疾病及び検査結果

検査対象疾病	対象動物	検査件数	検査方法	検査結果		備考
				陽性 (陽性率)	陰性	
オウム病	鳥類	15	PCR法によるオウム病クラミジア遺伝子の検出	0 (0%)	15	当所収容鳥類
鉤虫症	犬	25	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	3 (12.0%)	22	当所収容犬
回虫症	犬	25	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	1 (4%)	24	当所収容犬及び猫
	猫	25		0 (0%)	25	
サルモネラ症	爬虫類	30	分離培養及びPCR法による原因菌の検出	3 (10.0%)	27	当所収容爬虫類
猫ひっかき病	猫	30	分離培養法による原因菌の検出	0 (0%)	30	飼い主のいない猫
ブルセラ症	犬	31	マイクロプレート凝集反応による抗体価測定	0 (0%)	31	県内で飼養されている犬
コリネバクテリウム・ウルセランス感染症	犬	20	分離培養法による原因菌の検出、PCR法によるジフテリア毒素遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	犬	20	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
カプノサイトファーガ・サイノデグミ感染症	犬	20	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	1 (5.0%)	19	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
パスツレラ症	犬	20	PCR法によるパスツレラ遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
狂犬病	犬	0	直接蛍光抗体法によるウイルス抗原検出 RT-PCR法によるウイルス遺伝子検出	0 (0%)	0	

※検査機関（当所実施以外）

衛生研究所：オウム病、サルモネラ症、パスツレラ症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、カプノサイトファーガ・サイノデグミ感染症
 日本大学：猫ひっかき病、ブルセラ症

6 苦情相談等処理状況

当所には、飼えなくなった犬・猫等の引取相談や迷い犬等の捕獲・収容依頼のほか、動物に起因する様々な問題について相談や苦情が寄せられます。

(1) 苦情・相談

飼えなくなった動物の引取りや野良猫に係る相談、迷い犬等の捕獲依頼等に対応しています。

(件)

内 容	件 数
飼えなくなった動物の引取り	132
野良猫の相談	729
犬・猫のしつけ方	31
犬・猫等の譲渡希望（譲渡前講習会の紹介）	534
迷い犬等捕獲依頼	75
迷い犬等収容依頼	148
遺棄された幼猫の引取り	44
動物取扱業	781
特定動物	17
その他	399
計	2,890

(2) 失踪犬等の届出

失踪及び保護の届出については、受付簿に記載し、これらを照合することにより、犬・猫等の動物が1頭でも多く飼い主のもとに戻ることが出来るよう努めています。

(件)

内 容	失踪届出 件数	照会 延件数※	判明件数	保護件数	判明件数
犬	173	221	115	99	45
猫	562	329	198	164	14
その他動物	129	92	16	31	2

※照会延件数には失踪届出件数は含まず

(3) 夜間、休日の緊急対応

迷い犬等によるこう傷事故等の緊急出動要請については、勤務時間外でも対応し、適切な処理に努めています。また、動物愛護と生命尊重の観点から、交通事故や衰弱などで緊急な処置が必要と思われる所有者不明の動物についても対応に努めています。

内容別市町村別出動件数

	こう傷犬	野犬等捕獲	傷病犬保護	迷い犬引取	猫引取	規則動物等引取り	合 計
平塚市				1			1
大磯町				1			1
二宮町							
鎌倉市							
逗子市							
葉山町		1					1
小田原市		1		1			2
箱根町							
真鶴町							
湯河原町							
茅ヶ崎市※							
寒川町							
三浦市			1				1
秦野市							
伊勢原市							
厚木市				1			1
海老名市							
座間市							
愛川町				1			1
清川村							
大和市							
綾瀬市							
南足柄市							
中井町							
大井町							
松田町							
山北町							
開成町							
合 計	0	2	1	5	0	0	8

() 内は休日対応件数で内数

※茅ヶ崎市からの受託による

7 災害対策事業

災害時の動物救護及び動物による危害防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、訓練、会議等の開催や災害時対策用品の整備を行いました。

(1) 訓練、会議等の開催

ア 総合防災体制整備

市町村等が実施する同行避難訓練に参加し、具体的な体制の整備に係る情報収集を行っています。令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

イ 災害時動物救護及び管理に係る会議の開催

災害時の動物救護及び動物による危害防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、関係団体・機関と災害時動物救護活動に係る会議を開催しています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

ウ ペットの災害対策の普及啓発

当所内に災害時用品の展示や、各種講習会での講義により普及啓発を行っています。

(2) 災害時対策用品の整備

災害時に必要な用品等について、ケージ、職員や動物の食糧等を整備しました。

8 調査、研究

動物愛護管理に係る調査等を行い、技術の研さんと人材育成を図るとともに、学術研究機関等の調査研究に協力を行いました。

9 広報活動

(1) ホームページ等の運営

収容動物及び譲渡対象動物や、譲渡会、各種教室・イベント情報等をホームページ、Twitter、Facebook及びInstagramに掲載し、広く県民に情報を提供するとともに、各種申請、届出様式のダウンロードサービス等を活用し、利便性の向上を図りました。

(2) 広報活動

リーフレットや動画による資料の作成・配布及び県、市町村の広報誌等を活用して、動物の適正飼養やペットの災害対策、所有者明示の必要性などについて、広報活動を行いました。

10 会議・研修等

(1) 会議

各保健福祉事務所、各センター及び市町村との連携を深め、業務を円滑に推進するために会議を開催しています。

また、動物の譲渡等に協力いただいている登録ボランティアと情報交換等を行い、その活動をより円滑に進められるよう会議を開催しています。

名 称	対 象	内 容
狂犬病予防・動物愛護管理 担当者連絡会議 (令和3年6月11日オンライン 会議)	保健福祉事務 所担当者	・当所事業の実績と事業計画について ・情報及び意見交換
動物愛護センター登録ボラン ティア連絡調整会議 (令和4年3月25日開催)	当所登録ボラ ンティア	・当所業務の概要について ・多頭飼育対策関係について ・情報及び意見交換
動物保護管理業務に係る 市町村担当者会議 (書面会議)	市町村担当者	・当所事業の実績について ・情報及び意見交換

(2) 研修等

環境省等が行う研修への参加や関係機関と行う会議での情報交換、所内研修会等により、職員の知識及び技術の向上を図りました。

11 動物慰霊式 令和3年9月21日 開催

様々な事情により当所に収容され、亡くなった動物たちの霊を供養し、更に動物愛護の意識を新たにするため、動物慰霊式を行っています。

令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、動物慰霊式は職員のみで行いましたが、供養の期間を設けて来庁者の方にもご供養いただきました。

第 3 章

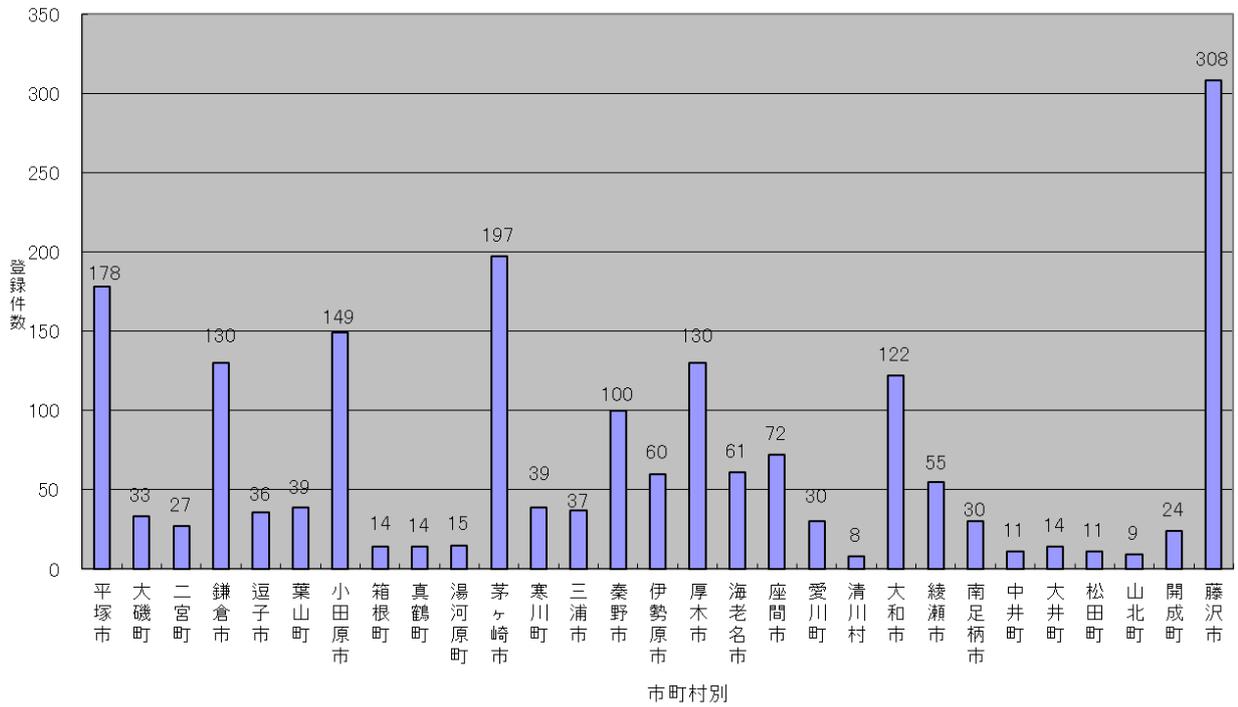
業務の主要統計

令和3年度 市町村別特定動物飼養状況

市町村	特定動物		霊長目 (サル)		ネコ目 (ネコ)		ワニ目 (ワニ)		カメ目 (カメ)		トカゲ目 (ヘビ)		タカ目 (ワシ)		計	
	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数
1	平塚市						1	1	4	5					5	6
2	大磯町								1	1					1	1
3	二宮町														0	0
4	鎌倉市				1	1	1	1							2	2
5	逗子市	1	18												1	18
6	葉山町														0	0
7	小田原市	1	8		1	1					2	2			4	11
8	箱根町								1	1	1	1			2	2
9	真鶴町												1	1	1	1
10	湯河原町														0	0
11	茅ヶ崎市										3	7			3	7
12	寒川町														0	0
13	三浦市														0	0
14	秦野市						1	1							1	1
15	伊勢原市														0	0
16	厚木市				1	1	2	0	2	1	2	1			7	3
17	海老名市										4	9			4	9
18	座間市														0	0
19	愛川町						3	0			2	1			5	1
20	清川村														0	0
21	大和市								1	1	1	3			2	4
22	綾瀬市										1	5			1	5
23	南足柄市										1	3			1	3
24	中井町														0	0
25	大井町														0	0
26	松田町														0	0
27	開成町														0	0
28	山北町														0	0
29	藤沢市														0	0
計		2	26	3	3	8	3	9	9	17	32	1	1	40	74	

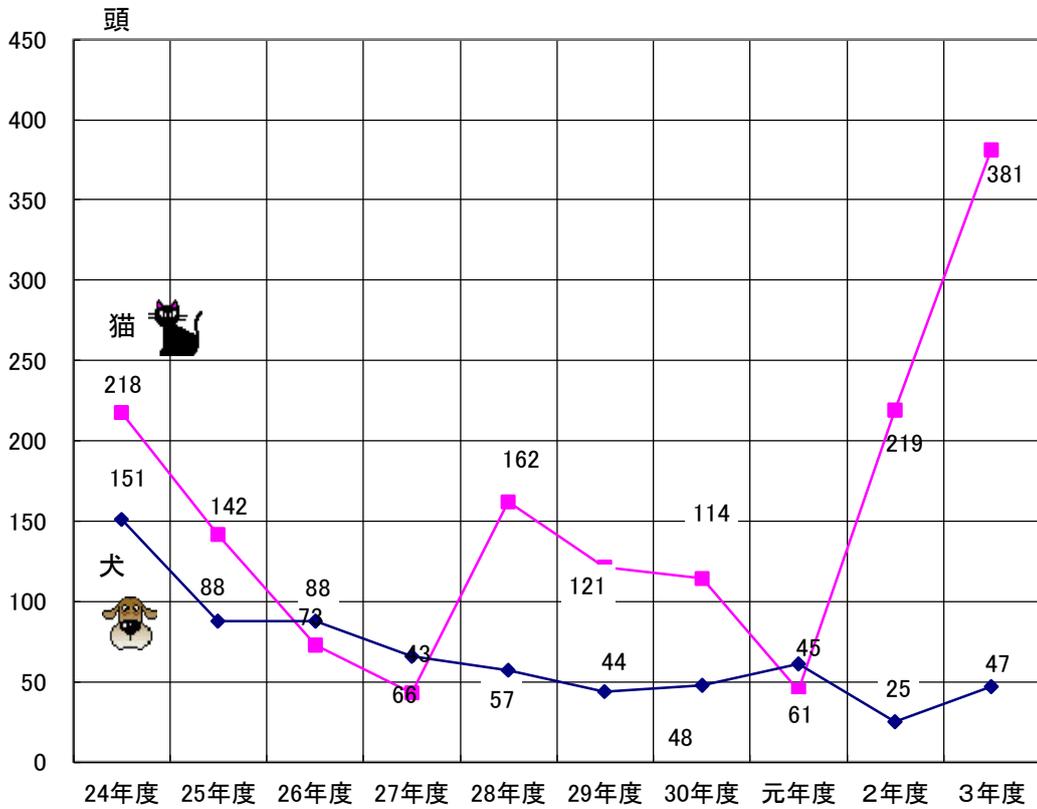
(注) 左欄…施設数 右欄…飼養頭数

令和3年度 第一種動物取扱業総登録件数(市町村別) 1,953件

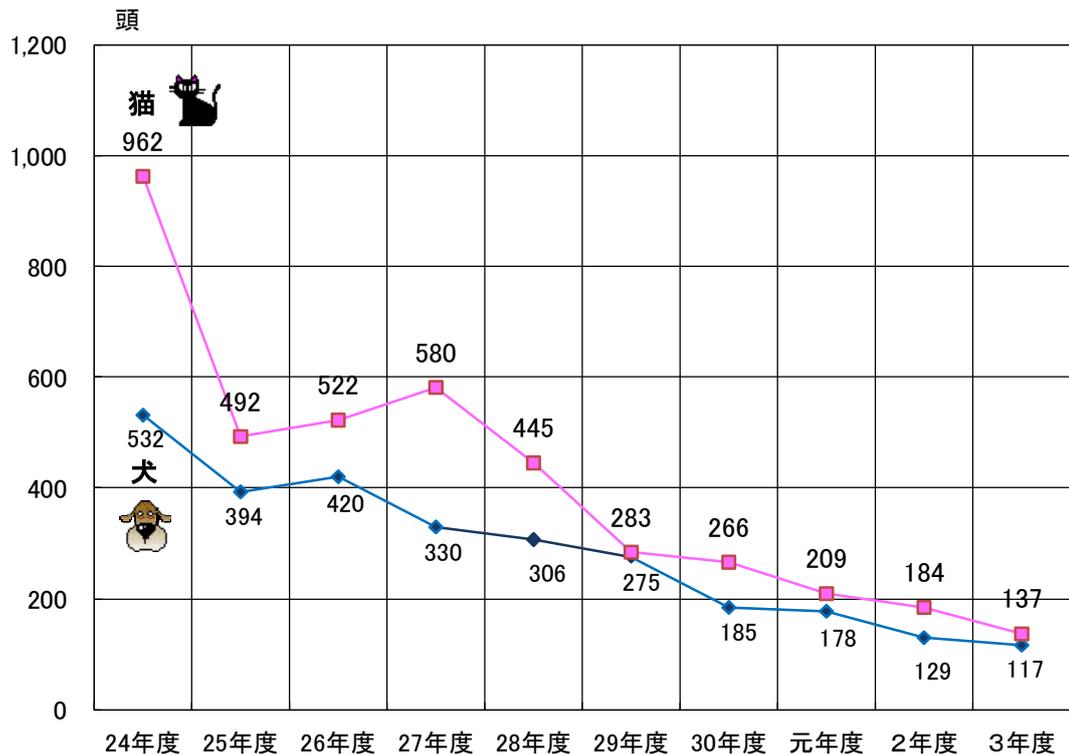


年度別（10年間）業務の推移

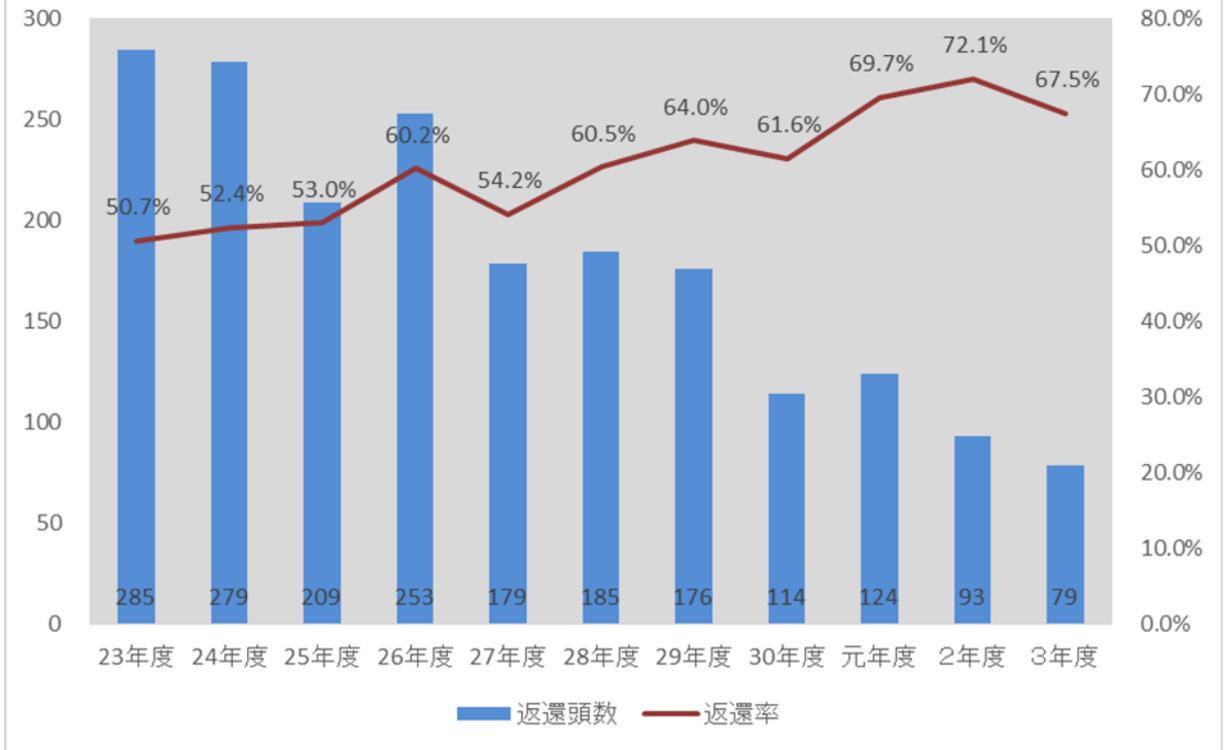
飼えなくなった犬・猫の引取り頭数



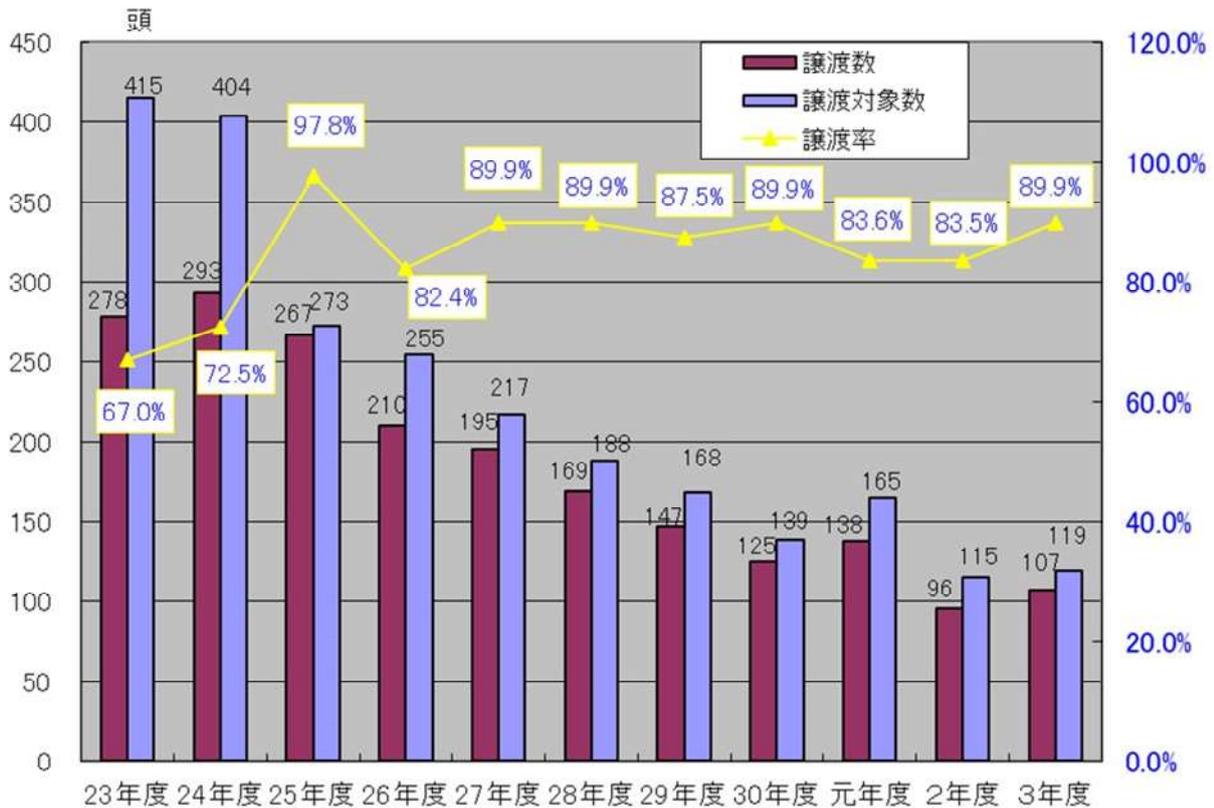
迷い犬等及び所有者不明猫の收容数



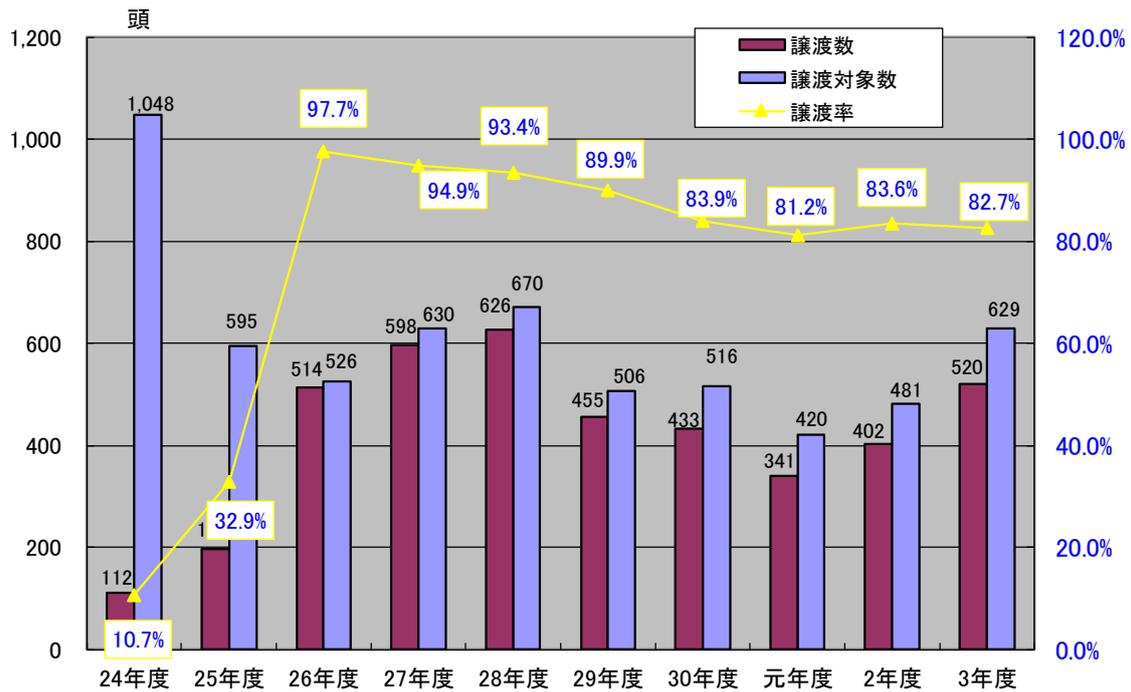
返還頭数及び返還率(犬)



譲渡状況(犬)

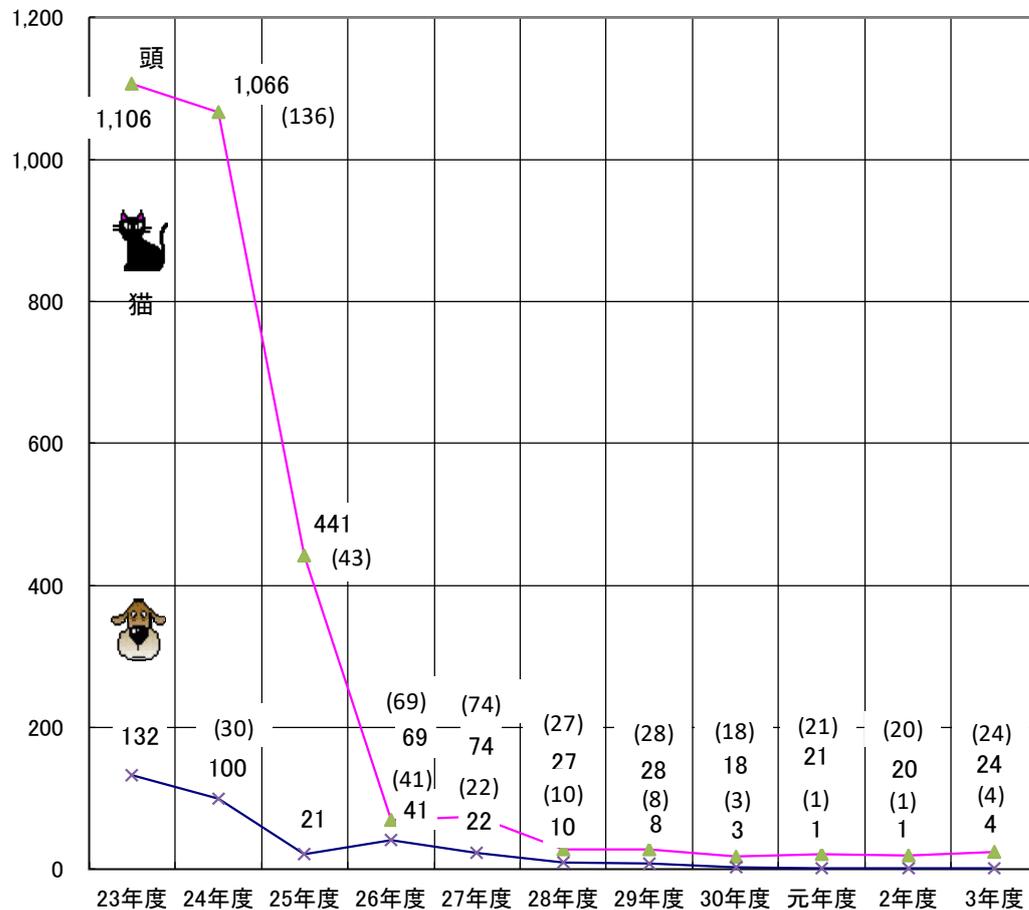


譲渡状況(猫)



* 平成22年度、平成23年度はデータがないため省略
 * 平成24年度、平成25年度、平成26年度は県域の数値で標記

犬・猫の処分頭数



※()内の頭数は、運搬・収容中に死亡した数です。